



平成 22 年 8 月 19 日

各 位

会社名	楽 天 株 式 会 社
代表者名	代表取締役会長兼社長 三 木 谷 浩 史 (JASDAQ:証券コード 4755)
問合せ先	取締役 常務執行役員 最 高 財 務 責 任 者 高 山 健 電 話 03-6387-0555

### 当社子会社（楽天銀行株式会社）の株式交換による完全子会社化について

楽天株式会社（以下「当社」又は「楽天」といいます。）は、当社の連結子会社である楽天銀行株式会社（以下「楽天銀行」（注）といいます。）を株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により当社の完全子会社とすることについて、本日開催の取締役会にて決議し、株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）の締結を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、当社の連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

（注）楽天銀行株式会社は、平成 22 年 5 月 4 日をもって、旧商号イーバンク銀行株式会社より商号を変更しております。本リリースにおいては、「楽天銀行」「イーバンク銀行」の表記を併用します。

### 記

#### 1. 株式交換の目的

楽天は、平成 22 年 3 月 18 日付「イーバンク銀行株式会社株券等に対する公開買付けの開始について」に記載の通り、楽天銀行（当時の商号はイーバンク銀行株式会社）の完全子会社化を目指して、平成 22 年 3 月 19 日から平成 22 年 4 月 30 日まで、楽天銀行の発行する普通株式及び新株予約権証券を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。その結果、平成 22 年 6 月 30 日時点において、楽天は楽天銀行の普通株式 2,080,787 株（楽天銀行の平成 22 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数に占める所有割合で 88.57%、総株主等の議決権の数に占める議決権保有割合で 96.11%）を保有しております。

楽天グループは、インターネット・サービスを通じた、人々と社会への“エンパワーメント”を経営の基本理念とし、総合的なインターネット・サービス企業グループとして①物販を中心とした EC（エレクトロニック・コマース＝電子商取引）に関するサイト運営・サービ

ス提供等を行う「EC事業」、②クレジット・カードの発行による資金決済や関連するサービスを行う「クレジットカード事業」、③インターネットを通じた銀行業務を行う「銀行事業」、④インターネット広告事業等を行う「ポータル・メディア事業」、⑤宿泊予約等旅行関連のサイト運営・サービス提供等を行う「トラベル事業」、⑥オンライン証券取引サービス等を提供する「証券事業」、⑦プロ野球球団の運営や関連商品の企画・販売等を行う「プロスポーツ事業」、⑧中継電話サービス及びIP加入電話サービスを中心とした通信サービスを提供している「通信事業」並びに⑨プリペイド（先払い）型電子マネー『Edy』事業の運営・企画を行う「電子マネー事業」をはじめとするさまざまな事業を展開しております。

また、楽天銀行は、平成13年7月に開業した、平成21年12月末時点で339万超の口座数を有するインターネット専門銀行です。

インターネット専門銀行は、インターネット技術の発達に伴い、顧客対応コストの低減を図り、24時間金融取引を提供すること等を目的として誕生した、新しい銀行業の形態です。楽天銀行は、インターネットを経由して、何時でも何処でも安価にアクセスできる電子決済、FX・投信等の金融商品の提供、各種預金サービス、個人向け無担保ローンや運用投資等により、事業展開を行っております。

同行は、従前、証券化商品をはじめとする有価証券及び金銭の信託を中心とした運用を行ってまいりましたが、いわゆる「サブプライム問題」に端を発する世界的な金融市場の混乱等から、主として運用投資において損失が発生し、平成21年3月期まで最終赤字を計上してまいりました。

楽天は、平成20年8月イーバンク銀行（当時）と資本・業務提携に関する基本合意書を締結して、平成20年9月にイーバンク銀行が楽天に対し行ったイーバンク銀行乙種優先株式の第三者割当増資（19,980百万円）を引き受けた後、平成21年2月に金融庁より銀行法に基づく主要株主認可を受け、上記イーバンク銀行乙種優先株式を普通株式に転換し、イーバンク銀行を連結子会社化いたしました（なお、楽天は、平成21年3月に再度第三者割当増資（9,990百万円）を引き受けております。）。また、平成21年4月1日に楽天の連結子会社である楽天クレジット株式会社から既存のカードローン事業部門をイーバンク銀行に承継させ、個人向けローン事業を開始しております。さらに、楽天は、楽天銀行に対し、取締役及び職員を派遣しております。なお、イーバンク銀行は、楽天グループの一員であることを明確化すること等を目的に、平成21年6月29日開催の同行の株主総会の決議及び平成22年1月21日開催の同行の取締役会の決議に基づき、平成22年5月4日より商号を「楽天銀行株式会社」に変更いたしました。

このように、楽天は、上記一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化を通じ、楽天銀行が強みを持ち、電子商取引と高い親和性を有するとされる「電子決済」の機能を当社及びそのグループ会社が提供する多様なサービスの中で有効に活用し、もって楽天銀行の預金者やユーザーの利便性を向上させることを企図しております。

他方、楽天銀行は、当社から財務基盤や事業ポートフォリオの強化、人的資源に関して支援を受けつつ、営業経費の削減、リスク・リターンの適正化を目的とする調達・運用構造の見直し、並びに各種サービス・商品ラインアップの入れ替えと充実を図ってまいりました。その結果、同行の全社的な経営課題の一つであった、一時的な費用・損失を除いた本業での

収益指標である「基礎収支」は、平成 22 年 3 月期において黒字に転じております。また、過去に行ったリスクの高い金融商品への投資についても、引当金の計上や減損を進めることにより、リスク対応能力を改善させております。

以上の通り、楽天と楽天銀行との間の一連の資本・業務提携及びその後の連結子会社化は成果を上げてきましたが、楽天銀行が今後、楽天及びそのグループ会社との事業上の相乗効果を最大限に発揮していくことを目指していく中で、経営上の意思決定をより迅速かつ機動的に行う体制を整え、経営資源の有効な活用を促進していくためには、楽天銀行を完全子会社化し、必要な施策を推進していける体制を構築することが必要との認識に至りました。楽天銀行を完全子会社化することにより、インターネット・サービス企業の一員にふさわしい経営のスピード感をグループ全体で実現するとともに、さらなる効率化の実現を通じ、楽天グループにおける経営資源の最適配置及び企業価値の最大化を実現することが可能になるものと見込まれます。このような取り組みは、世界経済の回復傾向により、一定の回復の兆しが見られるものの依然不安定さを有している金融市場の状況を鑑みた際、今後も楽天銀行が安定的な利益を確保し、健全な財務体質を実現していく観点から最善の選択であるものと判断いたしました。

一方、楽天銀行にとりましても、楽天の完全子会社となることにより、親会社である楽天及び楽天グループ各社の有する人的・物的リソース、及び知的財産を一層有効に活用できる体制が確立でき、その結果、顧客に提供する各種サービスのクオリティや収益性の向上等を通じ、楽天銀行の従前からの競争力を一層強化し、インターネット専門銀行としてのさらなる楽天銀行の成長と企業価値の増大に結びつけることが可能になると考えております。

なお、楽天といたしましては、楽天銀行の完全子会社化後も、楽天銀行が銀行業として公益の観点から求められる経営の独立性を尊重しながら、上記のような一体的な戦略展開により、最終的には楽天銀行の預金者、顧客をはじめ、さまざまなステークホルダーに対し、利便性や付加価値の高い商品やサービスを提供していけるような取り組みを進めていく所存です。また、従来から楽天銀行の取締役会については、楽天以外からの取締役の登用を積極的に行う等、ガバナンスに対する適切なチェックが働く体制としてきましたが、楽天は、楽天銀行を完全子会社化した後も、かかる体制を変更しない予定です。

## 2. 株式交換の要旨

### (1) 株式交換の日程

本株式交換に係る取締役会決議日（両社）	平成 22 年 8 月 19 日
本株式交換契約締結日（両社）	平成 22 年 8 月 19 日
本株式交換承認臨時株主総会開催日（楽天銀行）	平成 22 年 9 月 9 日（予定）
本株式交換の予定日（効力発生日）	平成 22 年 10 月 15 日（予定）

（注 1）当社は、会社法第 796 条第 3 項本文に基づき、株主総会の承認を必要としない「簡易株式交換」により本株式交換を行います。

（注 2）本株式交換の効力発生日や本株式交換の日程は、両社の合意により変更されることがあります。

（注 3）本株式交換の効力発生日については、平成 22 年 3 月 18 日付「イーバンク銀行株式会社株券等に対する公開買付けの開始について」に記載の通り、平成 22 年 8 月頃を目途としておりましたが、本公開買付けの買付期間が終了した

今年5月以降、当社が米国の有力EC（電子商取引）事業者であるBuy.com Inc.及びフランスを中心に事業展開するインターネット企業PriceMinister S.A.の買収に向けた交渉を本格化していたことから、当該各買収案件の公表と、これに伴う当社事業のグローバル化戦略を株式市場が織り込んだ後の株価をもとに本株式交換を行うことが適切であると判断し、本株式交換の決議を行う時期を慎重に検討してまいりました。今般、当該2社の買収手続きが終了したこと、当社の平成22年12月期第2四半期決算が公表されたことを受け、効力発生日を平成22年10月15日に遅らせた上で本株式交換を行うことを決議いたしました。

(2) 株式交換に係る割当の内容

会社名	楽天 (株式交換完全親会社)	楽天銀行 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.52

(注1) 株式交換比率：楽天銀行の普通株式1株につき、楽天の株式0.52株を割当交付いたします。ただし、楽天銀行が保有する自己株式(平成22年6月30日現在137,653株)については、本株式交換による株式の割り当ては行いません。

(注2) 株式交換により発行する新株式数：楽天は、本株式交換に伴い、本株式交換により楽天が楽天銀行の発行済株式(楽天銀行が保有する自己株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の楽天銀行の株主に対し、楽天銀行の普通株式に代わり、その保有する楽天銀行普通株式に0.52を乗じた数の楽天普通株式を交付します。なお、本株式交換により、楽天銀行の株主に交付しなければならない楽天の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条に従い、当該端数部分に応じた金額を支払う予定です。また、楽天銀行は、基準時までには保有する自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取によって取得する自己株式を含みます。)の全部または一部に相当する数の自己株式を、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する楽天銀行の取締役会の決議により、基準時までには消却する予定です(なお、平成22年6月30日現在で楽天銀行が保有する自己株式は137,653株です。)

(注3) 当社は、本株式交換において、当社が保有する自己株式を使用しません。

(3) 株式交換に係る割当の内容の算定の考え方

①算定の基礎及び経緯

楽天は、本公開買付け開始後本株式交換契約の締結までの間に楽天銀行の財政状態及び業績に重大な変動等の特段の事情が生じていないことを精査いたしました。その結果、本株式交換の対価を楽天の普通株式とし、本公開買付けにおける楽天銀行の普通株式の買付価格を本株式交換に係る取締役会決議日前日(平成22年8月18日)における楽天の普通株式の終値で除した数の楽天の普通株式を、楽天銀行の株主が保有する楽天銀行の普通株式1株に対して交付することが妥当であると判断しました。

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、楽天及び楽天銀行から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、楽天はアビームM&Aコンサルティング株式会社（以下「アビームM&Aコンサルティング」といいます。）を、楽天銀行は株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

アビームM&Aコンサルティングは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を勘案のうえ、楽天の株式価値については、楽天株式が株式会社大阪証券取引所が運営するジャスダック市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（平成22年8月18日を算定基準日とし、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1週間、1ヶ月間、及び3ヶ月間の終値平均値）を採用して算定を行い、一方、楽天銀行の株式価値については、ディスカунテッド・キャッシュフロー法の一つであり、金融機関の価値評価において用いられるエクイティ・キャッシュフロー法を採用して算定を行いました。

当該手法の採用理由は、楽天銀行が金融機関であり、受取利息及び支払利息についても事業から生じるキャッシュフローを構成していること、銀行法等の自己資本比率の規制を受けるため、事業の成長に伴い一定の自己資本を維持する必要があることから、株主に帰属するキャッシュフローであるエクイティ・キャッシュフロー（楽天と楽天銀行の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した上で作成した楽天銀行の将来利益計画に基づいた当期純利益から一定の自己資本比率を満たすために必要となる社内留保分を差引いたもの）を用いて評価を行うことが適切であると判断したためです。なお、市場株価法については、楽天銀行が非上場企業であることから採用しておらず、類似会社比準法については、楽天銀行の事業の中心であるインターネット専門銀行をコア事業とする類似上場企業の数が十分ではないと考えられることから、楽天銀行の株式価値評価には適さないものとして採用しておりません。

また、アビームM&Aコンサルティングは、楽天銀行の価値評価分析にあたり必要となる情報を収集・検討するため、楽天銀行から事業の現状及び将来の利益計画等について資料を取得して説明を受けています。

アビームM&Aコンサルティングは、上記の各方法による両社の株式価値の算定結果に基づき、楽天の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率を以下のように算定しました。

株式交換比率の算定レンジ 0.50～0.63

アビームM&Aコンサルティングは、株式交換比率の算定に際し、楽天及び楽天銀行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、楽天銀行とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行なっておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行なっておりません。加えて、楽天銀行の財務予測については、楽天銀行の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。アビームM&Aコンサルティングの算定は、平成22年8月18日現在までの情報と経済諸条件等を反映したものであります。

また、アビームM&Aコンサルティングが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）を表明するものではありません。

KPMG FASは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を勘案のうえ、上場会社である当社株式については、市場株価が存在することから市場株価平均法を用いて分析しました。市場株価平均法においては、平成22年8月18日を基準日とし、基準日の株価終値、直近1ヵ月間（平成22年7月20日～平成22年8月18日）及び直近3ヶ月間（平成22年5月19日～平成22年8月18日）の各取引日の株価終値平均を採用し分析を行っています。一方、非上場会社である楽天銀行株式については、主として楽天銀行の将来の事業活動の状況を反映した財務予測に基づく配当割引モデル分析法（以下「DDM法」といいます。）を用い、参考として類似会社比較法を用いて分析しました。DDM法では当社と楽天銀行の経営資源の相互補完による一定のシナジー効果を考慮した財務予測を基礎としています。また、類似会社比較法では過去の公開買付け事例における公開買付け価格に対する市場株価に対するプレミアムの水準を分析・考慮しています。上記の各方法による両社の株式価値の算定結果に基づき算定された、当社の1株当たり普通株式価値を1とした場合の楽天銀行の1株あたり普通株式価値の比率は以下の通りです。

採用手法		楽天銀行の普通株式価値比率
当社株式	楽天銀行株式	(当社株式=1.00)
市場株価平均法	DDM法	0.448～0.544
(参考) 市場株価平均法	類似会社比較法	0.384～0.501

なお、KPMG FASは、株式交換比率の算定に際して、両社より提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発負債を含みます。）について、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め独自に鑑定、評価、査定を行っておらず、第三者算定機関による鑑定または査定結果の提供を受けておりません。加えて、使用した財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていること並びに株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報が存在しないことを前提としております。KPMG FASによる株式交換比率の算定は平成22年8月18日現在までにKPMG FASが入手した情報と経済情勢を前提としたものです。

また、KPMG FASが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）を表明するものではありません。

## ②算定機関との関係

アビームM&Aコンサルティング及びKPMG FASはいずれも、楽天及び楽天銀行とは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### ③公正性を担保するための措置

楽天銀行は、楽天の連結子会社であり、両社の間には後述の通り人的関係もあることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両者は個別に独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、楽天はアビームM&Aコンサルティングに、楽天銀行はKPMG FASに、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。その後、両者はかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

なお、両社は、共に第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

### ④利益相反を回避するための措置

楽天銀行の取締役会における利益相反を回避するための措置として、楽天銀行は次のような措置を講じております。

楽天銀行は、上記①「算定の基礎及び経緯」に記載の通り、楽天及び楽天銀行とは独立した第三者算定機関から株式交換比率について報告を受け、それをもとに慎重に検討を行い、楽天と交渉・協議を行った結果として、株式交換比率を決定しております。

また、楽天銀行の取締役のうち、三木谷浩史氏、國重惇史氏、野原彰人氏、杉原章郎氏及び花井健氏は、当社及びその子会社の代表取締役、取締役又は執行役員を兼務しているため、楽天銀行における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、本株式交換に関する全ての審議及び決議には参加しておらず、また、楽天銀行の立場において当社との協議・交渉には参加していないとのことです。楽天銀行の監査役である関榮一氏は楽天の執行役員であり、楽天銀行の社外監査役である高山健氏は楽天の取締役であるため、楽天銀行における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、上記審議及び決議に対していずれも意見を差し控えているとのことです。

## (4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

楽天銀行が発行している新株予約権につきましては、当社は承継しないこととし、当該新株予約権の保有者に対して当社の新株予約権を交付いたしません。また、楽天銀行が商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）の規定により改正される前の商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権は、当社には承継されません。これらにつきましては、平成12年9月26日開催の臨時株主総会決議及び平成12年10月12日開催の取締役会決議に基づき発行されたもの、平成13年2月22日開催の臨時株主総会決議及び平成13年3月8日開催の取締役会決議に基づき発行されたもの、並びに本株式交換の効力発生日の前日までに行使されたものを除き、上記(1)に記載した楽天銀行の本株式交換契約が承認された後、本株式交換の効力発生日の前日までに、楽天銀行が無償で取得し、消却する予定です。なお、楽天銀行は新株予約権付社債を発行していません。

## (5) その他

### ① 本株式交換契約の解除及び株式交換条件の変更

本株式交換契約締結から効力発生日までの間において、以下の場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、両者が協議し合意のうえ、本株式交換契約を解除して本株式交換を中止し、又は本株式交換に関する条件を変更することができる旨合意し

ております。

- (i) 当社又は楽天銀行の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合
- (ii) 当社又は楽天銀行の財産又は経営状態に重大な変動を与える可能性のある事実が判明した場合
- (iii) 本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合

② 本株式交換契約の効力

本株式交換契約は、以下の場合には、その効力を失う旨合意しております。

- (i) 楽天銀行の本株式交換承認臨時株主総会において承認が得られなかった場合
- (ii) 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、本株式交換について当社の株主総会による承認が必要となった場合
- (iii) 楽天銀行において、効力発生日の前日までに、新株予約権のすべての消滅が完了しなかった場合

3. 株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 商号	楽天株式会社	楽天銀行株式会社
(2) 事業内容	総合インターネット・サービス業	電子メディアによる銀行業
(3) 設立年月日	平成 9 年 2 月 7 日	平成 12 年 1 月 14 日
(4) 本店所在地	東京都品川区	東京都品川区
(5) 代表者の 役職・氏名	代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史	代表取締役社長 國重 惇史
(6) 資本金の額	107,605 百万円 (平成 21 年 12 月末現在)	23,485 百万円 (平成 22 年 3 月末現在)
(7) 発行済株式 数	13,096,980 株 (平成 21 年 12 月末現在)	2,349,216 株 (平成 22 年 3 月末現在)
(8) 純資産	218,619 百万円 (連結、平成 21 年 12 月末現在)	26,910 百万円 (連結、平成 22 年 3 月末現在)
(9) 総資産	1,759,236 百万円 (連結、平成 21 年 12 月末現在)	756,931 百万円 (連結、平成 22 年 3 月末現在)
(10) 事業年度の 末日	12 月 31 日	3 月 31 日
(11) 大株主及び 持株比率	(株)クリムゾングループ 17.29% 三木谷 浩史 16.58% 三木谷 晴子 11.14% (平成 21 年 12 月末現在)	楽天(株) 88.57% (平成 22 年 6 月 30 日現在)

4. 株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 商号	楽天株式会社
(2) 事業内容	総合インターネット・サービス業
(3) 本店所在地	東京都品川区
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史



(5) 資本金の額	本株式交換に伴う異動はありません
(6) 事業年度の末日	12月31日

(7) 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引に該当します。本株式交換に伴ってのれんの発生が見込まれますが、新たに発生するのれんの金額及びその償却期間等については、現時点では未定です。

(8) 今後の見通し

楽天銀行はすでに当社の連結子会社であり、本株式交換による当社業績に与える影響は、連結及び単体とも軽微と見込んでおります。

なお、当社及び当社グループの事業には、事業環境の変化が激しいインターネット関連事業のほか、金融市場の動向等により業績が左右される証券業をはじめとする各種金融事業が含まれており、業績の予想を行うことが困難であることから、業績予想の開示を行っておりません。

以 上